

生産性向上のため先端設備を導入しませんか？

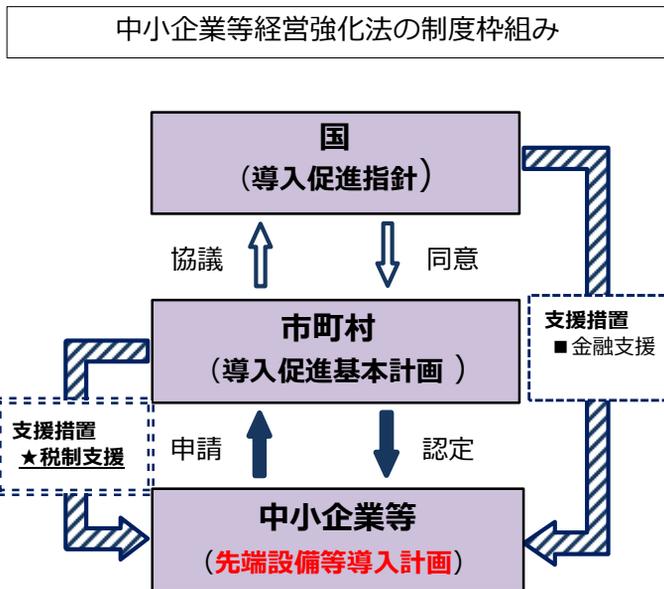
～固定資産税の課税特例制度について～

新発田市では、中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、「中小企業等経営強化法」に基づく固定資産税の特例措置を行っています。

中小企業が「**先端設備等導入計画**」を作成し、市の認定を受けたうえで、一定の要件を満たす設備を導入すると、その新規取得設備の**固定資産税が軽減**されます。

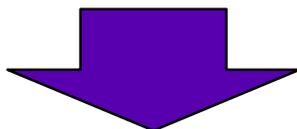
また、この計画を策定することによって、国からの支援として、信用保証協会の追加保証が受けられます。

制度詳細については、中小企業庁HPや市HPを必ずご確認ください。



固定資産税の特例措置の概要

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、市から 先端設備等導入計画 （裏面参照）の認定を受けたもの（大企業の子会社等は除く）
設備	雇用者給与支給額を1.5%以上、または3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明したことを位置づけた設備導入計画に従い取得する設備かつ投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された以下の設備 <small>※認定経営革新等支援機関が発行する事前確認書をもって確認</small> 【減価償却資産（最低取得価格）】 ◆機械装置（160万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） <small>（家屋と一体となって効用を果たすものを除く）</small>
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと



令和9年3月31日までに導入した先端設備等の固定資産税について、

- ①**1.5%以上の賃上げ表明有り**：3年間、課税標準を1/2に軽減
- ②**3%以上の賃上げ表明有り**：5年間、課税標準を1/4に軽減

先端設備等導入計画の概要

中小企業が設備投資を通じて労働生産性の向上を実現するための計画を「**先端設備等導入計画**」といいます。中小企業は、労働生産性を一定の期間内に一定程度向上させるため、新発田市内に新たに設備を導入する計画を策定し、市から認定を受けると、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができます。

認定による各支援を希望する場合、**設備等を導入する前に、先端設備等導入計画を作成し、市から認定を受ける必要がありますのでご注意ください。**

申請様式は、市HP（トップページ→事業者の方へ→融資・支援→中小企業支援→「中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について」）に掲載しておりますので、ダウンロードし、記入したうえで商工振興課にご提出ください。

主な要件	内 容
計画期間	3年間、または5年間
労働生産性	<p>上記の計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること</p> $\text{労働生産性} = \frac{\text{（営業利益 + 人件費 + 減価償却費）}}{\text{労働投入量※}}$ <p>※労働者or労働者数×1人あたり年間就業時間</p>
先端設備の種類	<p>労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記の設備 【減価償却資産の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◇ソフトウェア（固定資産税特例措置の対象外）
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国の導入促進指針及び市の導入促進基本計画に適合するものであること ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・認定経営革新等支援機関（金融機関、商工会議所、商工会等）において事前確認を行った計画であること

先端設備等導入計画申請の流れ

